

◇請願に関して参考人を招致する件について

賛 否

否決

平田 要	井上加奈子	難波希美子	長尾 義和	大西 則宏	太田 祐介	岡本ひとし	中西 顕治	中植 昭彦	奥 久明	森田 則子	西河 巧
×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	議長

注:議長は採決に加わりません。

【反対討論】奥 久明

議会運営委員会で憲法に規定のある請願権は基本的人権で直接請求として重視され、また請願内容が多岐に渡るので本会議でなく、調査権のある委員会でしっかりと多くの議員で審議すべき主張をしたが採決で本会議扱いとなった。

請願者が主張する事を重視し参考人招致に一度は賛成したが議会基本条例に則れば間違いだったと反省している。参考人は主張する主体者ではない。委員会での陳述で請願者が主張する事が本来の制度であると改めて気づいた。

参考人招致には反対であり、請願者本人の主張は委員会での陳述で行うべきと考え反対である。

【反対討論】中植 昭彦

請願権は憲法で保障された国民の権利である。能勢町議会においては請願権に伴う住民利益確保の観点から原則委員会にて審議されてきた。原則に則らない本会議での審議変更は合理的な理由の答弁はなかった。今回の議案は本会議での審議を前提とするものであり、調査権限もなく質問回数も3回までと国民の請願権、ひいては基本的人権を侵害するものである。本人供述や調査権を有し質問回数制限のない委員会での審議を行わない議案に反対する。

【反対討論】長尾 義和

議会運営委員会において、議論が分かれ賛否同数になり、委員長判断により参考人を招致する本議案を提出することに決定した。

先の反対討論者は議会運営委員会のメンバーであり、参考人招致をすべきであると主張し、賛否同数となったものである。

しかし、その後、本人の考えが変わり、本議案について反対討論を行っている。そのようなことであれば、本来、本議案が上程されるべきものでなかったので反対する。

◇請願書について

賛 否

不採択

平田 要	井上加奈子	難波希美子	長尾 義和	大西 則宏	太田 祐介	岡本ひとし	中西 顕治	中植 昭彦	奥 久明	森田 則子	西河 巧
×	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	議長

注:議長は採決に加わりません。

提案説明 中植 昭彦

先の議案において国民の直接請求である請願権や基本的人権を尊重しない議会の姿勢には憤りを覚えるが、請願内容の重要性から説明を行う。今回の請願は憲法にも保障されている国民の知る権利を充足させる本町の情報公開条例や公文書の保存年限等定める規定等に重大な瑕疵があることが明らかになった。そのため国民共有の財産である公文書記録の公開が大きく遅れ、保全手続きを行わない限り破棄され、事後の検証や住民の政治参加に重大な影響が生じている。本請願では住民の知る権利を守り、迅速な情報公開と情報公開関係条例、規定等の改定を求めるもの。

【賛成討論】奥 久明

現状、文書管理規定で保存する「文書」は紙媒体のみで「電磁的記録」は含まれない。結果、電磁的記録たる録音データは文書管理規定で保存される対象になく、いつ破棄しても問題ない状態である。

電磁的記録は情報公開法・同条例では公開対象の「文書」なのに対し、文書管理規定では「文書」に該当しないのは不均衡であり、文書管理規定に不備があると言わざるを得ない。

電磁的記録たる録音データも行政文書であり住民が情報公開し、いつでも入手できる権利で住民の財産である。請願内容はもっともなことで議会対応が必要と考え賛成である。